

一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び燕・弥彦総合事務組合財務規則(平成24年燕・弥彦総合事務組合規則第1号)第124条第1項の規定により一般競争入札を実施します。

平成24年5月14日

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

1. 入札に付する事項

- | | | | |
|---------------|-----------------------------|--------------|-----------|
| (1) 工事番号 | 燕弥彦生活関連工第24-1号 | | |
| (2) 工事名 | 一般廃棄物最終処分場増設事業 関連付帯道路舗装新設工事 | | |
| (3) 工事場所 | 燕市 館野 地内 | | |
| (4) 工期または完成期限 | 90日間 | | |
| (5) 工種 | ほ装工事 | | |
| (6) 工事概要 | ・舗装新設工 | L = 376m | |
| | ・表層工 | 密粒度 AS13F | t = 5cm |
| | ・上層路盤工 | 粒度調整碎石 25m/m | t = 10cm |
| | ・付帯工 | 視線誘導標設置 | 土中建込み 25本 |
| (7) 予定価格 | 事後公表 | | |
| (8) 最低制限価格 | 設定しない。 | | |

2. 入札に参加する者に必要な資格要件

この工事は、以下の資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公示日現在において、平成23・24年度燕・弥彦総合事務組合建設工事等入札参加登録者名簿に登録されている者。
- (2) 告示日現在において、燕市及び弥彦村に本店を有する者、又は新潟県内に本店を有し、本組合管内に支店・営業所を有する者。
- (3) 告示日現在において、稼動可能なアスファルトフィニッシャーを自社で所有又は長期リース(3年以上)をし、三条地域振興局管内又は新潟市あるいは長岡市に保管していること。
- (4) 本組合が既に発注している、「クリーンセンター館野第2期本体工事」及び「クリーンセンター館野第2期水処理施設工事」の受注者構成員でない者。
- (5) 本件工事の公告の日から入札日までの期間、新潟県知事、燕市長、弥彦村長及び燕・弥彦総合事務組合管理者から指名停止の処分を受けていない者。
- (6) 本工事を施工できる資格者を配置できる者。

3. 入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (4) 入札保証金 | 免除する。 |
| (5) 契約保証金 | 燕・弥彦総合事務組合財務規則第 127 条による。 |
| (6) 前払金 | 請求できる。 |
| (7) 部分払 | 請求できる。 |
| (8) 工事費内訳書 | 入札時に提出を要する。(内訳書の提出のない入札書は無効とする。) |

4. 入札日時及び場所

平成 24 年 5 月 25 日(金)午前 11 時 00 分 燕・弥彦総合事務組合 2 階 情報連絡室

5. 入札参加申し込み

- (1) 一般競争入札参加申請書(様式 1 号)2 部(原本及び写し各 1 部)を本組合に提出。
燕・弥彦総合事務組合ホームページからダウンロードして申し込み下さい。

6. 申込みの締切り

平成 24 年 5 月 21 日(月)午後 5 時まで。

7. 参加資格の確認

参加資格を有しない場合は、平成 24 年 5 月 22 日(火)午後 5 時までに通知します。

8. 設計図書等の貸出

設計図書等は、入札参加申請者のみに貸出するものとします。

9. 設計図書等の質問・回答

- (1) 設計図書等の質問は平成 24 年 5 月 22 日(火)正午まで。
任意様式にて書面で組合事務局に提出してください。
- (2) 回答については、平成 24 年 5 月 23 日(水)午後 1 時以降に入札参加者全員に FAX で通知します。

10. その他

- (1) 下請施工及び工事資材調達は、可能な限り組合構成市村業者に発注するよう十分配慮してください。
- (2) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、燕・弥彦総合事務組合財務規則等の関連する法令及び規則等の定めるところによる。
- (3) 入札参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。
- (5) 提出された入札参加申請書類等は、返還しない。
- (6) 設計図書の貸出、参加申込書の配付・提出及び問合せ先

〒959 - 0248 燕市吉田浜首 408 - 1

燕・弥彦総合事務組合

0256 - 92 - 1119

事務局

生活関連施設建設室 内線 102